

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（332））
2. 日時：令和2年6月8日 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宇田川安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

火災対策室

守谷室長、田邊係長

技術基盤グループ

システム安全研究部門

椛島主任技術研究調査官※、笠原技術参与※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他25名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「8条 火災による損傷の防止」、「12条 安全施設」及び「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」について、6月4日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【8条 火災による損傷の防止（内部火災）】

- フレキシブル電線管耐火ラッピングが1時間耐火ラッピングであることを説明すること。
- 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないようにするために持込み可燃物の管理を実施することが分かるように説明すること。

【6条 火山】

- 燃料移送ポンプ（屋外）としている箇所について、竜巻対策により降下火災物が堆積しにくい構造であることを注記等で記載して説明すること。
- 非常用ディーゼル発電機設備について、A系、B系、HPCS系を区別して説明すること。
- 表2（評価対象建物の堆積荷重評価結果）に風荷重を含めた評価であ

ることを記載して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし